

9 月

2学期がはじまりました。児童、生徒のいるご家庭では、一日もはやく「規則正しい生活のリズム」をとりかえてください。かけがえのない子供のために、その将来を真剣に考え、きれいな社会をささげる責任が大人にはあります。

季節は「秋」になります。さわやかさを感じるとともに、また台風など災害のことがうかがえます。これだけは今の所事前に防ぐことはできません。災害に見舞われないことを祈るとともに、被害を最少にしたいとめる手だてを今から家族で話しあっておきましょう。

健康で長生きをしたいという素直な望みが「ジョギング」という、自分の体力にあった運動がすっかり定着し、健康に関する本がベストセラーだそうです。「命あつての物種」、くれぐれも無理をしないよう体の調子にあわせて、マイペースで健康な毎日を送りましょう。

野菜も出はじめます、ダイコン、ハクサイ。果物はブドウに代り栗の出番、リンゴもそろそろ、「食欲の秋」の到来です。

昭和八十年になると5人に1人は六十歳以上の老人になるといわれています。「老人」の定義もまちまちですが、確実に言えることは、「老人社会」の強大化です。今までの「いたわられる」からどのように変わるのでしょうか。定年、再就職、医療、年金など課題は多くあります。

だれもが経験しなければならぬ「老人問題」。じっくり考えなければなりません。



ゴミ焼却場が6日間操業停止

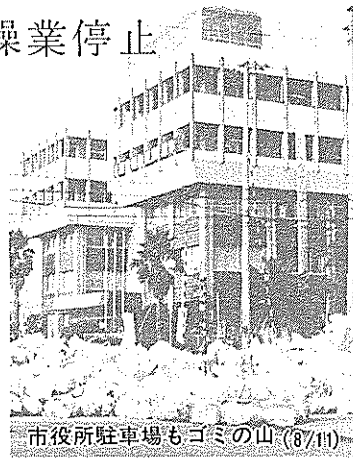
汚水流出で地元が抗議

南国・野市・赤岡・夜須・香我美・土佐山田・吉川の七市町村から出される、一日約四十トンのゴミを処理している香南清掃組合（組合長＝小笠原嘉郎南国市長のこみ焼却場（千枝）で、このほど、機械の操作ミスが原因で六日間「操業停止」という深刻な事態がおこりました。

この事件は、八月八日午前六時ごろ発生。汚水をためてある中和タンクの水が機械操作のミスによってあふれ、西隣の用水路へ二十分間にわたり約〇・五トンの汚水が流れ込み、それを見た地元の人が抗議。昭和四十七年に交された「覚書」に基づいて翌九日から操業をストップしたものです。

組合側は、この「重大局面」を解消するため、十日朝、組合議会をひらく一方、「わせ秋」で忙しい地元（南三富部落）と積極的に交渉、地元もこれにこたえて対策委員会を選任、話し合いを進めた結果、今後は地元の要求を可能な限り組合側がのむという大筋で合意、具体的な要望などについての話し合いは今後にもこされたものの、十五日から一週間ぶりに今回のこみ焼却場の操業停止により、市民のみなさんはじめ、各地区の衛生委員さん、地元三富地区のみなさんには、たいへん迷惑をおかけしました。おわびするとともに、これを機会に「きれいな南国市つくり」に今後とも協力くださるようお願いいたします。

（香南清掃組合）



市役所駐車場もゴミの山(8/11)

また、今回の直接の原因となった汚水処理（一日約八トン）については、中和ろ過された水を焼却炉の温度低下のために再利用し、固形物は灰などといっしょに埋め立て処理する、という「灰汚水処理施設」を昭和五十五年三月までに約六千万円で建設、本格的な処理にきりかえることにしています。

この「六日間」が市民生活に与えた影響は大きく、行政は今後のゴミ処理を進めていくうえで、最善の努力をはらってきたかどうか、反省しなければならぬのではないのでしょうか。

操業が再開されました。

こんな苦情がありました

五十三年度の市の公害……

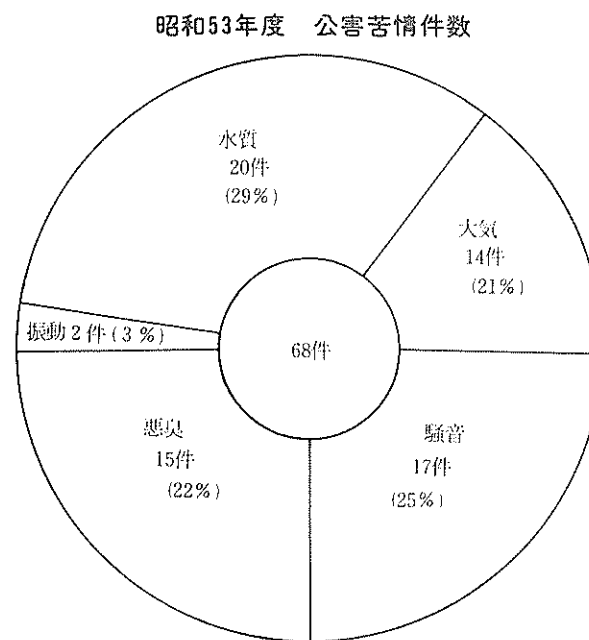
みなさんは「公害」について、ふだんどのようにお考えでしょうか。みなさんが「これは公害だ」と思われ、市へその解決を依頼されても、市だけでは対応できないことが数多くあります。ここではその分類と事例についてふれてみます。

公害の解釈は大きく分けて①市民のみなさんが生活していくうえで障害になること②法律上、公害として規定されていること、なると思えます。①については、その事例ごとに指導したり、なかつぎしたり、おこつた例をあげてみます。そのいくつかの例をあげてみましょう。□カミナリ族や大型自動車などの道路騒音

■市では対応できません。警察へ届け出るという方法が考えられますが、それも即解決できないようです。□夜間の信号機の点滅による安眠妨害

■これも市では対応できません。が、交通の安全という見地から、すぐ消灯ということはむずかしいようです。□鳩の糞作物被害

■飼鳩の場合はその所有者の責任となりますが、所有者がわからない鳩は市ではなんともできません。□蛙がいないやかましい



■建物が増えたため日かげになる。■建築基準法によって規制されることがあります。建設課でお答えできる範囲でお答えします。□立木により日影になる。■市では対応できません。当事者で解決を……。□桶の脱殻、もみすりなどの粉塵の飛散。■お互いさまという意識で、円満に解決して下さるようお願いしています。やめろということとはできません。

■養鶏場の水質については、県の管轄なので、市では指導までです。■養鶏場の水車、ボイラーの騒音については、今のところ市では指導できません。■住宅団地など開発による苦情については、規制という形でなく、事例ごとに指導などを行ってまいります。

以上のように、ほとんど市段階でははっきり規制できません。市が対処できるものとしては②ですが、その内容は、昭和四十二年にできた「公害対策基本法」に規定される七つの事項です。それは、大気・水質・土壌のよごれ・騒音・振動・地盤沈下・悪臭です。生活様式が複雑になるにつれて問題も多様化してきまして、七つの事項しか行政が対処できないことは、いかにも少ないとは思いますが、これも今すぐふやすという動きもないようです。残念ながらこの法律は善後策を規定したもので、未然に防ぐ方策が根本的には必要だと思われまふ。五十三年度市へ出された法律上の「公害」は上の表のとおりで、それぞれ指導や勧告など法のもとで解決にむけて努力しています。大気のものについては、市内数ヶ所測定していますが、桶生の石灰工場周辺以外は環境基準を上回っていません。

今時めずらしい

「善意」二題

北陵中学校下に丁氏が住んでいます。彼はなかなかできた人で、他人の世話ができることでよく知られていますが、失礼ながら、私のみるころでは億万長者ではありません。しかし、彼の行いは、北陵中学を卒業して就職していく生徒一人ひとりに「就職祝金」として金一封をおくり続けていることです。自分の名前を出さずに何年もこの行いを続けている丁氏はまことに立派です。もう一つのあたたかい話題。後免野田小に、生徒が踏みつけられても伸び続けることを願って名づけた「草の芽文庫」という校内文庫があります。この文庫が、ほのぼのとした愛情にはぐくまれて成長しています。約二年前、匿名の手紙が学校に届き、それには「この金で本を買ってください。」と書かれた紙切れと現金二千円が同封されていました。その後もこの行為はずっと続けられ、すでに四万円を越えました。お二人に対して心からお礼を申しあげます。

南国市教育委員長 藤本茂樹